

平成23年5月31日
三井生命保険株式会社

**東日本大震災の被災地域のお客さまに対する
超過貸付失効のご契約に係わる特別取扱いについて**

このたびの地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

三井生命保険株式会社（代表取締役社長 山本 幸央）では、このたびの地震で被害を受けられたお客さまのご契約を対象に、下記のとおり、特別取扱いを実施いたしますので、お知らせいたします。

記

契約者貸付金および保険料自動振替貸付金の元利合計額が将来の解約返戻金を超過する、超過貸付状態のご契約につきましては、通常、約款にしたがって最低ご返済必要額をお払い込みいただくこととしておりますが、このたびの地震の影響により、お払い込みが困難な場合は、お客さまからのお申し出に基づき、ご返済期限日を平成23年9月末まで延長いたします（お客さまのご意思をお伺いする前に、超過貸付を理由にご契約が失効した場合でも、平成23年9月末までの間にご契約継続の意思確認ができれば、遡って当特別取扱いを適用させていただきます）。

なお、当特別取扱いにつきましては、再延長のお申し出があれば、更に3ヶ月間延長させていただきます。

（注）本取扱いは、「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域を対象とします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

＜ご相談窓口＞

お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間 月～土／9時～17時（祝日、年末年始を除きます）

※受付曜日・時間は変更となる場合があります。

以上